

全国児童福祉主管課長

・子育て応援特別手当関係課長会議

(保育課 保育所運営費関係)

平成21年2月27日(金)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課

## 保育所運営費について

### 1 保育所分園の支弁について（別添1参照）

#### （1）支弁額の算定

保育所分園に係る費用の支弁については、中心保育所と分園の定員規模を合算した定員区分を適用しているところであるが、平成21年度から保育所分園の定員が20人以上のときは、中心保育所、分園それぞれの定員規模による定員区分を適用する。支弁単価については各定員区分の「基本分保育単価」及び「民間施設給与等改善費加算額」に100分の85を乗じた額（10円未満切り捨て）とし、その他の加算については、中心保育所と分園を合算した定員区分による加算額を基本分保育単価に加算することとする。

ただし、上記で算出した保育単価が、中心保育所、分園を合算した定員区分の保育単価を下回る場合においては、従前どおり中心保育所と分園の合算した定員区分による保育単価を適用することとするので、取扱いについて管内市町村に周知方お願いしたい。

また、定員規模が19人以下の分園については従前どおり中心保育所と分園を合算した定員区分を適用することとしているので、ご留意願いたい。

なお、中心保育所、分園それぞれの定員規模による定員区分を適用し、月途中において中心保育所と分園間で入所児童の異動が生じた場合には、交付要綱第3の4算式2及び算式3により算定した額を支弁することとする。

#### （2）運営について

分園での受入れにあたり、中心保育所に定員の空きがある場合においては、中心保育所の定員を充足することを原則とする。中心保育所において受入れができるにもかかわらず、分園での受入れを意図的に行うことがないようにご留意願いたい。

#### （3）分園を設置している保育所の入所の円滑化について

分園を設置している保育所における「保育所への入所の円滑化につい

て」(平成10年2月13日児保第3号厚生省児童家庭局保育課長通知)通知の適用については、中心保育所と分園を合算した定員により行うこととする。

また、入所の円滑化により定員を超えて受け入れた児童に係る支弁については、中心保育所と分園の定員規模を合算した定員区分を適用することとする。

## 2 認定こども園幼保連携施設の支弁について(別添2参照)

保育所の認可については原則60人以上とされているところであるが、幼保連携型認定こども園の認定を受ける場合にあっては、その構成する保育所及び幼稚園の定員の合計数が60人以上となる場合は、当該保育所の定員について、10人以上であれば60人を下回っても差し支えないとしているところである。

この際の保育所に係る費用の支弁については、保育所、幼稚園を合算した定員区分を適用しているが、平成21年度から保育所の定員による定員区分を適用することとする。支弁単価については各定員区分による「基本分保育単価」及び「民間施設給与等改善費加算額」に100分の75を乗じた額(10円未満切り捨て)とし、その他の加算額を基本分保育単価に加算することとする。

ただし、上記で算出した保育単価が、保育所、幼稚園を合算した定員区分の保育単価を下回る場合においては、従来どおり保育所、幼稚園を合算した定員区分による保育単価を適用することとするので、取扱いについて管内市町村に周知方お願いしたい。

(別添1)

(案)

雇 児 発 第 ※ 号  
平 成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「保育所分園の設置運営について」の一部改正について

保育所分園の設置運営については、「保育所分園の設置運営について」（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）により行っているところであるが、今般、上記通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成21年4月1日から適用することとしたので通知する。

「保育所分園の設置運営について」（平成10年4月9日児発第302号）の一部改正新旧対照表

○保育所分園の設置運営について平成10年4月9日児発第302号各都道府県知事・各指定都市・各中核市市長宛厚生省児童家庭局長通知

改正後	改正前
<p>保育行政の推進については、かねてより特段のご配慮を煩わしているところであるが、今般、都市部等における待機児童の解消や過疎地域等における入所児童の減少等に対応するため、別紙のとおり「保育所分園設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。なお、本通知（別紙の7を除く。）は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に規定する技術的な勧告に当たるものである。</p> <p>また、分園を設置した場合は、設置した日から1月以内に、別紙様式により当省へ報告されるようお願いする。</p> <p><u>本通知の施行に伴い、平成12年6月8日児発第582号の5厚生省児童家庭局長通知「分園を設置した保育所に係る保育単価について」は平成21年3月31日限りで廃止する。</u></p> <p>（別紙） 保育所分園設置運営要綱</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p>	<p>保育行政の推進については、かねてより特段のご配慮を煩わしているところであるが、今般、都市部等における待機児童の解消や過疎地域等における入所児童の減少等に対応するため、別紙のとおり「保育所分園設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。なお、本通知（別紙の7を除く。）は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に規定する技術的な勧告に当たるものである。</p> <p>また、分園を設置した場合は、設置した日から1月以内に、別紙様式により当省へ報告されるようお願いする。</p> <p>（別紙） 保育所分園設置運営要綱</p> <p>1. 目的 保育所分園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき保育所に分園を設置することにより、認可保育所の設置が困難な地域における保育の実施を図ることを目的とする。</p> <p>2. 設置経営主体 分園の設置及び経営主体は、本体となる保育所（以下、「中心保育所」という。）を設置経営する地方公共団体、社会福祉法人等とする。 なお、保育所を現に経営していない主体が分園を設置することは認められない。</p> <p>3. 定員規模 1分園の規模は原則として30人未満とするが、中心保育所の規模や中心保育所との距離等を勘案して一体的な運営が可能であれば30人以上とすることができる。</p>

改正後

改正前

4. (略)

5. 設置・管理・運営

(1) 設置について

分園の設置については、地域の実情を勘案し、1に定める目的に照らして適切に設置するものであること。なお、同一敷地内に設置されているものは分園とは認められないこと。

(2) 管理・運営について

① 分園の管理・運営は、中心保育所の所長のもとに中心保育所と一体的に施設運営が行われるものとし、中心保育所と分園との距離については、通常の交通手段により、30分以内の距離を目安とする。

なお、児童の処遇や保護者との連絡体制等を十分確保して、中心保育所と分園の開所時間に差を設けることが可能であること。

さらに、構造、設備及び職員配置の観点から十分な機能を有している、又は他の社会福祉施設等との連携体制が整備されている場合にあつては、分園が夜間保育（夜間保育所の設置認可等について(平成12年3月30日児発第298号)1(6)のとおり開所時間を原則として概ね11時間とし、おおよそ午後10時までとすることをいう。)を行うことが可能であること。

② 「地方公共団体が設置する保育所に係る委託について」(平成13年3月30日雇児保第10号)に基づく委託に関する指針に即して公立保育所の分園を他の主体に委託することが可能であること。

③ 中心保育所において定員内の受入れ枠があるにもかかわらず、分園での受入れを意図的に行うことがないようにすること。

④ 分園を設置している保育所の入所の円滑化については、中心保育所と分園の定員規模を合算した定員により、「保育所への入所の円滑化について」(平成10年2月13日児保第3号厚生省児童家庭局保育課長通知)を適用すること。

4. 職員

中心保育所と分園のいずれもが、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）第33条に規定する職員を配置することとするが、嘱託医及び調理員については、中心保育所に配置されていることから分園には置かないことができることとする。分園においても入所児童の安全を確保する観点から常時2名以上の保育士を配置することとする。

5. 管理・運営

分園の管理・運営は、中心保育所の所長のもとに中心保育所と一体的に施設運営が行われるものとし、中心保育所と分園との距離については、通常の交通手段により、30分以内の距離を目安とする。

なお、児童の処遇や保護者との連絡体制等を十分確保して、中心保育所と分園の開所時間に差を設けることが可能であること。さらに、構造、設備及び職員配置の観点から十分な機能を有している、又は他の社会福祉施設等との連携体制が整備されている場合にあつては、分園が夜間保育（夜間保育所の設置認可等について(平成12年3月30日児発第298号)1(6)のとおり開所時間を原則として概ね11時間とし、おおよそ午後10時までとすることをいう。)を行うことが可能であること。

また、「地方公共団体が設置する保育所に係る委託について」(平成13年3月30日雇児保第10号)に基づく委託に関する指針に即して公立保育所の分園を他の主体に委託することが可能であること。

改正後

6. 構造及び設備

(1) (略)

(2) 留意すべき事項

① (略)

② (略)

③ これらに対応するため、各分園の運営に対して「特別保育事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号)の「休日・夜間保育事業実施要綱」により夜間保育推進事業、「待機児童解消促進等事業実施要綱」により保育所分園推進事業として補助できるものである。

7. 費用の支弁及び費用徴収

分園を設置する保育所に係る費用の支弁については、中心保育所、分園それぞれの定員規模による定員区分を適用し、以下の通り行うものとする。

(1) 分園に係る費用の支弁について

定員規模20人及び21人から30人の分園については、「小規模保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第296号厚生省児童家庭局長通知。以下、「児発第296号通知」という。)の第1の2ただし書において適用することとしている別途通知による小規模保育所に係る各々の「基本分保育単価」及び「民間施設給与等改善費加算額」にそれぞれ100分の85を乗じた額(10円未満切り捨て)とし、定員規模31人以上の分園については、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2。以下「交付要綱」という。)の第3に定める各々の「基本分保育単価」及び「民間施設給与等改善費加算額」にそれぞれ100分の85を乗じた額(10円未満切り捨て)により支弁を行うものとする。その他の加算については、中心保育

改正前

6. 構造及び設備

(1) 最低基準における取扱い

構造及び設備は、中心保育所と分園のいずれもが、最低基準を満たしていることとするが、調理室及び医務室については中心保育所にあることから設けないことができることとする。

(2) 留意すべき事項

① 調理室及び医務室に関して(1)後段の取扱いとする場合にあっては、中心保育所の調理室の能力を十分勘案して衛生上及び防火上不備が生じることのないよう留意し、また分園において医薬品を備えること。

② 分園が夜間保育を行う場合は、仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。

③ これらに対応するため、各分園の運営に対して「特別保育事業の実施について」(平成12年3月29日児発第247号)の特別保育事業実施要綱中別添5「保育所地域活動事業実施要綱」により、夜間保育推進事業、保育所分園推進事業として補助できるものである。

7. 費用の支弁及び費用徴収

分園に係る費用の支弁及び徴収については、中心保育所と分園を合算した定員区分を適用し、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2。以下「交付要綱」という。)の第3及び第4により行うものとする。

ただし、これにより難しい場合は、「分園を設置した保育所に係る保育単価について」平成12年6月8日児発第582号の5)によることができることとする。

改正後	改正前
<p>所と分園の定員規模を合算した定員区分による加算額を基本分保育単価に加算する。</p> <p>(2) <u>中心保育所に係る支弁について</u>  <u>中心保育所の定員規模により「児発第296号通知」の第1の2</u>  <u>ただし書において適用することとしている別途通知による小規模保</u>  <u>育所に係る各々の「基本分保育単価」及び「民間施設給与等改善費</u>  <u>加算額」又は、交付要綱の第3に定める各々の「基本分保育単価」</u>  <u>及び「民間施設給与等改善費加算額」を適用し行うこととする。</u>  <u>その他の加算については、中心保育所と分園の定員規模を合算し</u>  <u>た定員区分による加算額を基本分保育単価に加算する。</u></p> <p>(3) <u>費用徴収について</u>  <u>費用の徴収については、いずれの場合においても交付要綱の第4</u>  <u>により行うものとする。</u></p> <p>(4) <u>留意すべき事項</u></p> <p>① (1)、(2)により算出した中心保育所と分園の「基本分保育単価」及び「民間施設給与等改善費加算額」の合計額が、中心保育所と分園の定員規模を合算した定員区分による「基本分保育単価」及び「民間施設給与等改善費加算額」を下回る場合は、中心保育所と分園の定員規模を合算した定員区分による「基本分保育単価」及び「民間施設給与等改善費加算額」を支弁することとする。</p> <p>② 入所の円滑化により定員を超えて受入れた児童に係る費用の支弁については、中心保育所と分園の定員規模を合算した定員区分を適用し、交付要綱の第3により行うものとする。</p> <p>③ 中心保育所、分園それぞれの定員規模による定員区分を適用した児童が、月途中において中心保育所と分園の間で異動した場合、中心保育所と分園それぞれにおいて交付要綱の第3の4算式2及び3により算定した額により行うものとする。</p> <p>④ 定員が19人以下の分園は、中心保育所と分園を合算した定員区分を適用し、交付要綱の第3により行うものとする。</p> <p>(削除)</p>	<p>8. 施設整備  分園の施設整備及び設備整備については、「社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省社第409号)」による保育所の基準により行うものとする。</p>



改正後	改正前
<p><u>8.</u> 土地及び建物の取扱い 分園の土地及び建物については、設置主体が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることを原則とするが、次の要件を満たす場合には、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けたもので差し支えないものとする。 (1) (略)</p> <p>(2) 賃借料が適正な額であり、その賃借料を支払い得る確実な財源があること。なお、賃借料については、「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号)の<u>規定</u>により充てることができるものである。</p> <p>別紙様式 略</p>	<p><u>9.</u> 土地及び建物の取扱い 分園の土地及び建物については、設置主体が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることを原則とするが、次の要件を満たす場合には、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けたもので差し支えないものとする。 (1) 継続的かつ安定的に事業が実施できる程度の期間について、その地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。 ただし、事業実施に合わせ、登記を行うことができない特別の事情がある場合において、分園における事業運営が困難となった場合に中心保育所において保育を行うことができることなど適切な対応がとられている場合はこの限りでない。 (2) 賃借料が適正な額であり、その賃借料を支払い得る確実な財源があること。なお、賃借料については、「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号)の<u>1(4)</u>により充てることができるものである。</p> <p>別紙様式 略</p>

(別添2)

(案)

雇 児 発 第 ※ 号  
平 成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

幼保連携型施設を構成する保育所に適用する保育単価等について

標記について、昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（以下「交付要綱」という。）第3の4に定める、「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省家庭局長通知）の第1の2の（1）のただし書の適用を受けた幼保連携型施設を構成する保育所（以下「幼保連携型特例認可保育所」という。）の保育単価等については下記のとおり定め、平成21年4月分から適用することとしたので通知する。

記

1. 幼保連携型特例認可保育所に係る費用の支弁については、幼保連携型特例認可保育所の定員区分を適用し、「基本分保育単価」及び「民間施設給与等改善費加算額」にそれぞれ100分の75を乗じた額（10円未満切り捨て）とする。その他の加算額については、幼保連携型特例認可保育所の定員区分を適用し、交付要綱第3の2により行うものとする。
2. 1により算出した額が、幼保連携型特例認可保育所と幼稚園の定員を合算した定員区分を適用した額を下回る場合は、幼保連携型特例認可保育所と幼稚園の定員を合算した定員区分を適用した額を支弁することとする。

# 分園を設置する保育所に対する保育単価等の支弁について

例：定員120人（中心保育所定員規模90人・分園定員規模30人）の保育所の場合

①

	中心保育所 定員規模90人	分園 定員規模30人
基本分保育単価	81人～90人区分の保育単価	21人～30人区分の保育単価 ×85%（10円未満切り捨て）
民改費加算額	81人～90人区分の加算額	21人～30人区分の加算額 ×85%（10円未満切り捨て）
その他の加算	111人～120人区分の加算額	111人～120人区分の加算額

※中心保育所に所長設置単価の適用する場合に、分園にも所長設置単価を適用する。

※民改費の加算率の算定は、中心保育所・分園の全ての職員により行い、両方に同じ加算率を適用する。

②

	中心保育所 定員規模90人	分園 定員規模30人
基本分保育単価	111人～120人区分の保育単価	111人～120人区分の保育単価
民改費加算額	111人～120人区分の加算額	111人～120人区分の加算額
その他の加算	111人～120人区分の加算額	111人～120人区分の加算額

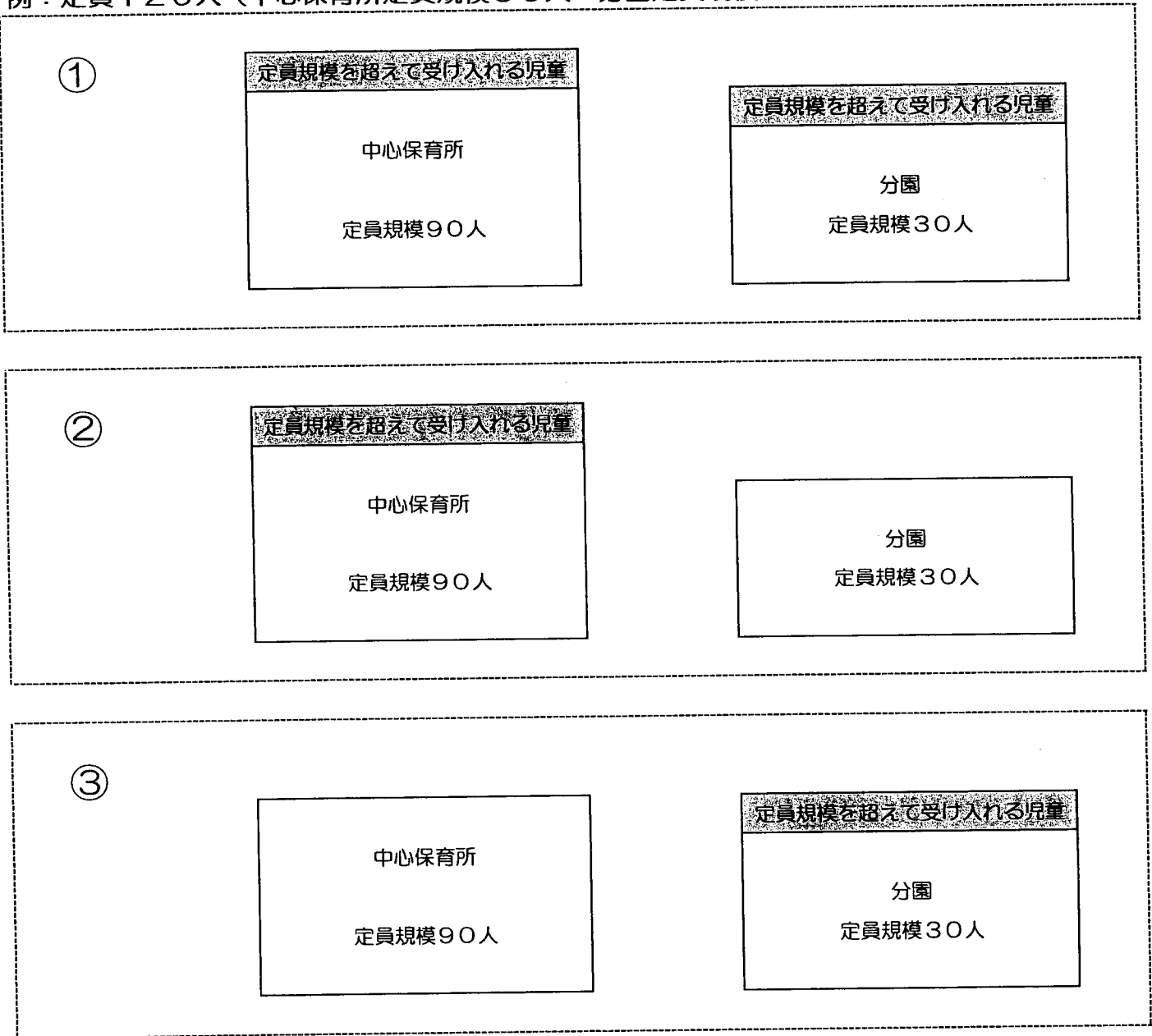
※中心保育所に所長設置単価の適用する場合に、分園にも所長設置単価を適用する。

※民改費の加算率の算定は、中心保育所・分園の全ての職員により行い、両方に同じ加算率を適用する。

①と②を比較して、金額が高い方法により支弁を行う。

## 分園を設置する保育所が定員を超えて 児童を受け入れた場合の支弁について

例：定員120人（中心保育所定員規模90人・分園定員規模30人）の保育所の場合



①、②、③ともに定員を超えて保育を行う児童については、その保育所の認可定員（中心保育所・分園の定員規模を合算した数）の定員区分により支弁を行う。

	定員を超えて受け入れる児童に対する支弁
基本分保育単価	111人～120人区分の保育単価
民改費加算額	111人～120人区分の加算額
その他の加算	111人～120人区分の加算額